

**平成30年度地方分権に関する
提案募集について**
(子ども・子育て支援関係の一部抜粋)

平成30年11月6日

平成30年の地方からの提案(経過措置の延長)

提案	保育教諭の経過措置の延長
提案団体	九重町、豊中市、館山市、九州地方知事会
制度の現状	
幼保連携型認定こども園に置かなければならない保育教諭については、幼稚園教諭の普通免許状を有するとともに、保育士登録を受けた者でなければならぬとされているところ、経過措置として平成31年度まではいずれかの資格だけでも保育教諭になることができる。	
提案内容と理由の概要	
全国的な保育士不足を鑑み、上記の経過措置の延長を求める。	

平成30年の地方からの提案(認定権限の移譲)

提案	処遇改善等加算の認定権限の移譲
提案団体	大阪府、滋賀県、堺市、兵庫県、和歌山県、鳥取県、徳島県、関西広域連合
制度の現状	
<p>処遇改善等加算 及び処遇改善等加算 に係る加算の認定は、指定都市及び中核市以外の市町村(以下「一般市町村」とする)が管轄する施設・事業所については都道府県知事が、指定都市及び中核市が管轄する施設・事業所については各指定都市及び中核市の長が行う仕組みとなっている。</p>	
提案内容と理由の概要	
<p>処遇改善等加算の認定に係る権限を、一般市町村へ移譲することにより、一般市町村が管轄する施設・事業所における処遇改善等加算の認定事務が簡素化され、市町村における業務の効率化と共に、施設・事業所に対する精算の早期化が図られる。</p>	

平成30年の地方からの提案(人員配置基準の緩和等)

提案	一時預かり事業(幼稚園型)の人員配置基準の緩和及び幼稚園免許更新対象者の拡大
提案団体	南房総市、水戸市
制度の現状	
<p>一時預かり事業(幼稚園型)においては、預かる児童の安全を守り、質の担保された教育・保育を提供するため、児童福祉法施行規則等において、職員配置(教育・保育従事者のうち、1/3以上を有資格者(保育士又は幼稚園教諭免許状保有者)とすること等)等に係る最低基準を設定している。</p> <p>また、教員免許更新制は教員として必要な資質能力が保持されるよう、定期的に最新の知識技能を身に付けることを求める制度であるため、その更新対象は現職教員及び教育職員になることが見込まれる者に限定されており、それに該当しない一時預かり事業(幼稚園型)のみを担当する職員については、免許更新講習の受講対象外となっている。</p>	
提案内容と理由の概要	
<p>一時預かり事業(幼稚園型)を担当する人材の確保が困難になっている現状を踏まえ、以下の2点を提案。</p> <p>教育・保育従事者のうち1/3以上の配置が求められている有資格者として、幼稚園教諭免許状の未更新者(市町村長等が実施する研修を受講し、市町村長が過去の実務経験を認めた者)、小学校教諭・養護教諭免許所有者を認める要件緩和を行うこと</p> <p>が行えない場合は、教員免許更新講習対象者に一時預かり事業(幼稚園型)担当職員及び担当予定職員を追加すること</p>	

平成30年の地方からの提案(連携施設)

提案	家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の見直し
提案団体	さいたま市、特別区長会
制度の現状	
連携施設は、地域の保育の中心的機能を有し、連携施設としての機能を総合的に担うことができる、一定の保育の質が確保された保育所・幼稚園・認定こども園が担うこととされている。	
提案内容と理由の概要	
【提案内容】 卒園児の受け皿となる連携施設に、市が一定の基準に基づき運営費支援等を行っている認可外保育施設、企業主導型保育事業所を認める。	
【制度改正による効果】	
・保育所以外の選択肢が広がり、連携施設の確保が進むと考えられる。	
・連携施設の確保が進み、事業者の参入や保護者による利用が促進されることで、待機児童の解消に寄与する。	
・待機児童の解消により、安心して子供を預けられるようになることで、女性の就労が可能となり、女性活躍の更なる促進等に寄与する。	

家庭的保育事業等における連携施設に関する要件の見直しについて

1. 現行制度について

家庭的保育事業等⁽¹⁾は、集団保育の提供などの保育内容の支援、職員が病気の場合等の代替保育の提供、3～5歳児の受け皿の確保、の連携を連携施設（保育所、認定こども園又は幼稚園⁽²⁾）から確保しなければならない。

（1）家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

（2）家庭的保育事業を行う場所以外において代替保育を提供する場合は、保育所、認定こども園、幼稚園、小規模保育事業（A型、B型）、事業所内保育事業。家庭的保育事業を行う場所において代替保育を提供する場合には、事業の規模等を勘案してその他市区町村が適切と認める事業所。

2. 提案内容について

卒園後の受け皿となる連携施設の対象に自治体の認証保育所、企業主導型保育所などを加える。

（さいたま市、特別区長会）



3. 提案についての対応

連携施設について、上記の～の全てが確保されている家庭的保育事業者等は、46%となっており、その確保を推進していくことは重要な課題。

当面の対応として、連携施設の確保の促進に向け、定員規模が保育所並み（20人以上）であり、国又は自治体の補助を受けつつ、一定の保育の質が確保されていると市町村が認める施設については、卒園後の受け皿の対象として追加することが考えられる。

具体的には、定員が20名以上であって、市区町村が適当と認める

企業主導型保育施設

地方公共団体が運営費支援等を行っている認可外保育施設

を卒園後の受け皿としての連携施設として位置づけることも可能としてはどうか。

引き続き、現下の連携施設の設定状況を踏まえ、自治体における運用状況等を調査した上で、連携施設の確保の促進策について更なる検討。

平成30年の地方からの提案(連携施設)

提案	保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について
提案団体	沖縄市
制度の現状	
保育所型事業所内保育事業については、原則0～2歳児の利用が基本としている。また、連携施設については、卒園後の受け皿となる連携施設の設定をすることとされている。	
提案内容と理由の概要	
【提案内容】 事業所内保育事業は原則3歳未満の子どもを対象とした事業であるが、定員の規制がないことから、保育所型事業所内保育所(利用定員が20人以上)のような規模の大きい施設においては、通常の認可保育所と同様に3歳児以降の子どもにおいても集団による教育・保育の提供が可能。 保育所型事業所内保育事業においても同様に、3～5歳児の受け入れを可能とする。 上記により認可保育所などと同様に卒園後の受け皿も担保されるため、保育所型事業所内保育事業においては、連携施設の確保を不要とする。	
【制度改正による効果】 大規模の事業所内保育施設の整備が行いやすくなり、保育の受け皿増加に寄与する連携施設の確保にかかる事務負担を軽減できる。	

保育所型事業所内保育事業の受入れ児童の対象年齢の拡充について

1. 現行制度について

家庭的保育事業等（ 1 ）において、

- ・ 人口減少地域や離島のように、保育所や認定こども園など満3歳以上児を受け入れる施設の確保が困難である地域や、
- ・ 満3歳以上児にも待機児童が発生している地域等、

特段の事情がある場合（ 2 ）には、3歳以上の児童を受け入れることができることされている。

（ 1 ）家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業

（ 2 ）児童福祉法（昭和22年法律第164号）抄

第六条の三（略）

12 この法律で、事業所内保育事業とは、次に掲げる事業をいう。

一 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、次に掲げる施設において、保育を行う事業

イ～ハ（略）

二 満三歳以上の幼児に係る保育の体制の整備の状況その他の地域の事情を勘案して、保育が必要と認められる児童であつて満三歳以上のものについて、前号に規定する施設において、保育を行う事業

2. 提案内容について

保育所型事業所内保育事業において、3歳以上の児童の受け入れを可能とする、又はこの旨明確化する。

保育所型事業所内保育事業については、卒園後の受け皿の確保を不要とする。（沖縄市）

3. 提案についての対応

各自治体において、原則として満3歳以上の児童の新規受入れはできないと捉えられているという現状も踏まえて、3歳以上の児童を受け入れることができる旨、再度周知していく。

保育所型事業所内保育事業においては、規模（定員20人以上）や保育士配置等の基準が認可保育所と同等であること、3～5歳児を受け入れている事業所も存在すること等を踏まえ、市町村が認める場合には、**卒園後の受け皿の確保を不要**とすることとしてはどうか。

平成29年の地方からの提案(放課後児童クラブ関係)

提案	放課後児童支援員に関する「従うべき基準」の廃止又は参酌基準化
提案団体	全国知事会、全国市長会、全国町村会
制度の現状	
放課後児童クラブに関しては、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準に基づき、放課後児童支援員について、支援の単位ごとに2人以上配置すること及び都道府県知事が行う研修を修了することが、「従うべき基準」とされている。	
提案内容と理由の概要	
全国的に放課後児童クラブのニーズが高まる一方で、少人数の放課後児童クラブ等における人材確保が困難となったり、研修の機会の少なさから研修が受講できない等、継続的な放課後児童クラブの運営に不安を助長させている。「従うべき基準」を廃止又は参酌基準化することにより、地方の実情を踏まえた対応が取れるようにして頂きたい。	